

独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業（WAM 助成事業）



特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）

活動報告書

在日ブラジル人向け心理相談事業と

新興ブラジル人集住地域でのセミナー事業



2018年度

はじめに	3
第Ⅰ章 団体概要	4
1. 実施事業と沿革	5
2. 主な連携活動実績	5
3. 主な表彰	6
第Ⅱ章 在日ブラジル人向け心理相談事業	8
1. 事業背景・目的	9
2. 事業内容・実績	9
3. 事業成果	14
4. 新たなニーズ・課題	20
第Ⅲ章 新興ブラジル人集住地域でのセミナー事業	22
1. 事業背景および目的	23
2. 事業内容・実績	25
3. 事業成果	29
4. 新たなニーズ・課題	31
第Ⅳ章 総評	34
1. まとめ	35
2. 報告会と議論	36
(参考資料)	37
(助成事業)	37
(協力)	37

はじめに

本報告書は、独立行政法人福祉医療機構（WAM）の社会福祉振興助成事業として、特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（NPOサビジャ）が、平成 30 年度に行った ①在日ブラジル人向け心理相談（カウンセリング）事業および②新興ブラジル人集住地域でのセミナー事業について、その実施状況を報告するとともに、在日ブラジル人の直面する諸問題点と課題を分析し、今後の支援策を探らんとするものです。

NPO サビジャは、在日ブラジル人の日本社会への適応、日常生活で生じる様々な問題の解決支援、子どもたちがその将来や未来への可能性を広げる為のサポートなどの活動を行うことを目的に 1998 年設立され、これまで個人及び法人会員、各企業の皆様からのご支援を基に、無償の支援活動を実施してきました。その活動は、多くのボランティア・メンバーの参加によって行われていて、体とこころの健康、教育、日常生活、生活環境、労働環境、法律、保険、税金等の分野において、専門家ボランティアが電話や個別のオリエンテーションを行っている。また、その活動は、在日ブラジル学校や日本の政府機関（地方自治体、警察、国際協力機関等）、特に駐日ブラジル大使館、在京、在名古屋および在浜松ブラジル総領事館などからもサポートを受けています。

本報告をもとに、現在在日ブラジル人が直面する諸問題の中で特に支援の必要性が高いと思われる心理相談分野と新興ブラジル人集住地域の諸問題について、NPO サビジャの活動から見た課題を日本官民および在日ブラジルコミュニティの出来るだけ多くの関係者との間で共有して、支援活動策定の一助となることを目指します。

特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）

代表理事 茂木真二

第 I 章 团体概要

第 I 章

团体概要

1. 実施事業と沿革

特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（NPOサビジャ）は、ブラジル人および日本人からなる理事会、会員、スタッフ、ボランティアの他に、ブラジル人専門家（医師・心理士等）も加わり、また諸機関・諸団体と連携・協力を図りながら、主にポルトガル語により以下5つの事業に取り組んでいる。

- ・青少年健全育成事業：ブラジル人子弟向けのワークショップやセミナー、フェスティバルの開催他
- ・社会生活相談事業：無料の電話一般相談（労働、法律、税金、教育等）、ブラジル人医師やブラジル人心理士による無料相談他
- ・校外学習事業：社会人向けのセミナーの開催他
- ・文化交流事業：チャリティーイベントやフェスティバルの参加や開催他
- ・支援救済事業：緊急支援（例）茨城県鬼怒川氾濫や熊本地震、西日本豪雨被災地への物資支援や心理相談会の開催他

<沿革>

1998年 NPO 法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）設立

同年 在京ブラジル総領事館の実施する“移動領事館（ブラジル人集住地域へ各種手続き窓口を期間限定で開設するサービス）”への同行開始

2013年 在京ブラジル総領事館と相談事業の業務提携（領事館内での医療相談・オンラインでの心理相談サービスの実施）

2014年 ポルトガル語によるオンライン医療相談サービスを提供していた任意団体“DisqueSaude”の閉鎖に伴い、医療相談事業を当会事業として引継ぎ継続

2015年 在名古屋ブラジル総領事館と心理相談事業の業務提携（領事館管轄在住ブラジル人向けに心理相談他、講演会の実施）

同年 在浜松ブラジル総領事館と心理相談事業の業務提携（領事館管轄在住ブラジル人向けに心理相談他、講演会の実施）

2016年 WAM 助成事業により日本全国を対象とするブラジル人心理相談事業実施

2. 主な連携活動実績

連携団体	内容
在京ブラジル総領事館	在京ブラジル総領事館の移動領事館に同行 管轄内のブラジル人を対象とした心理相談事業 管轄内のブラジル人を対象とした医療相談事業 教育フェア参加（相談会、講演） 他
在名古屋ブラジル総領事館	管轄内のブラジル人を対象とした心理相談事業

	教育フェア参加（相談会、講演） 市民評議会に NPO 団体代表として出席 他
在浜松ブラジル総領事館	管轄内のブラジル人を対象とした心理相談事業 管轄内のブラジル人向け保育園への支援 他
駐日ブラジル大使館	ブラジル人児童自閉症調査事業 文化交流を目的としたイベント参加 他
その他 在日ブラジル人学校 NPO 在日ブラジル学校協議会 東京弁護士会 IPEDESC（ブラジル教育社会 文化調査開発学会）	セミナーやワークショップ、児童のグループカウンセリング 教育セミナー開催 ブラジル人向け法律相談会開催 ブラジル人心理士の紹介派遣

3. 主な表彰

長年の在日ブラジル人コミュニティへの支援活動が認められ、当会代表理事や医師らがこれまで様々な賞を授与している。

年月	内容
1999 年 9 月	ブラジル政府より、リオ・ブランコ勲章を授与される
2002 年 5 月	社団法人日本善行協会より長年の日伯友好親善及び人道支援への尽力に対し表彰を受ける
2002 年 6 月	ブラジル人少年院収容者へのカウンセラー活動の業績が認められ、久里浜少年院から篤志会メンバーに当会代表理事が任命される
2008 年 11 月	在日ブラジル人学校組織（A E B J）より賛助会員の称号を授与される
2009 年 4 月	外務省より感謝状を授与される
2009 年 5 月	社団法人日本善行協会より長年の日伯友好親善及び人道支援への尽力に対し表彰を受ける（2 度目）

第Ⅱ章

在日ブラジル人向け心理相談事業

1. 事業背景・目的

当会におけるポルトガル語による在ブラジル人向け心理相談サポートの変遷は以下の通りである。

時期	在日ブラジル人情勢	SABJA 心理相談体制
1990 年	入国管理法改正によるブラジル移民急増（背景：80 年代のバブル経済時に日本の労働者不足が顕在化し経済界の強い要望により日系三世まで就労ビザを与えるよう改正された）	設立と同時に心理相談サポートを開始 在京ブラジル総領事館実施の“移動領事館”への同行 各ブラジル人集住地域にブラジル人心理士が赴いて相談会を実施
2008 年	リーマンショックによる派遣切りにより、在日ブラジル人の生活を直撃	心理相談への問い合わせが急増 電話による相談を開始 心理士を 2 名体制に増員
2009 年		スカイプによる相談を開始
2013 年		在京ブラジル総領事館内での相談を開始
2015 年		在名古屋ブラジル総領事館内での相談を開始 在浜松ブラジル総領事館内での相談を開始
2016 年		WAM 助成を得てブラジルから心理士を招聘して日本全国を対象とする心理相談を実施
2017 年		夜間（18～21 時）の相談を開始
2018 年		土曜日の相談を開始

心理相談は、オンラインによる相談以外にも、ブラジル総領事館での面談式相談、ブラジル人学校、集住地域の NPO 法人、ブラジル人保育園での児童向けのグループカウンセリング、ブラジル人児童が通う公立小学校での個別支援など多岐にわたる。

30 年近くに亘る経験は、知識・ノウハウを当会内に蓄積しており、その支援は、心理相談だけではなく、生活面のサポート、地域社会との共生、子どもの教育、日本の小学校との連携と幅広く活動を行っている。

一方で、心理相談への問い合わせ・予約件数は増えている。特に昨今では、子どもの教育や発達の悩みを抱える保護者からの相談も顕著である。

この状況を鑑み、当会では更なるサポート体制を強化するため、心理相談事業の拡大に着手した。

2. 事業内容・実績

オンライン相談を中心とした平日午前・午後・夜間の 3 パターンの相談時間に加え、土曜日の相談も開始し、より多くのニーズに対応できる体制を整備した。また、相談時間の予約方法も電話、メール、facebook からも受付可能とし、よりアクセスしやすい環境とした。

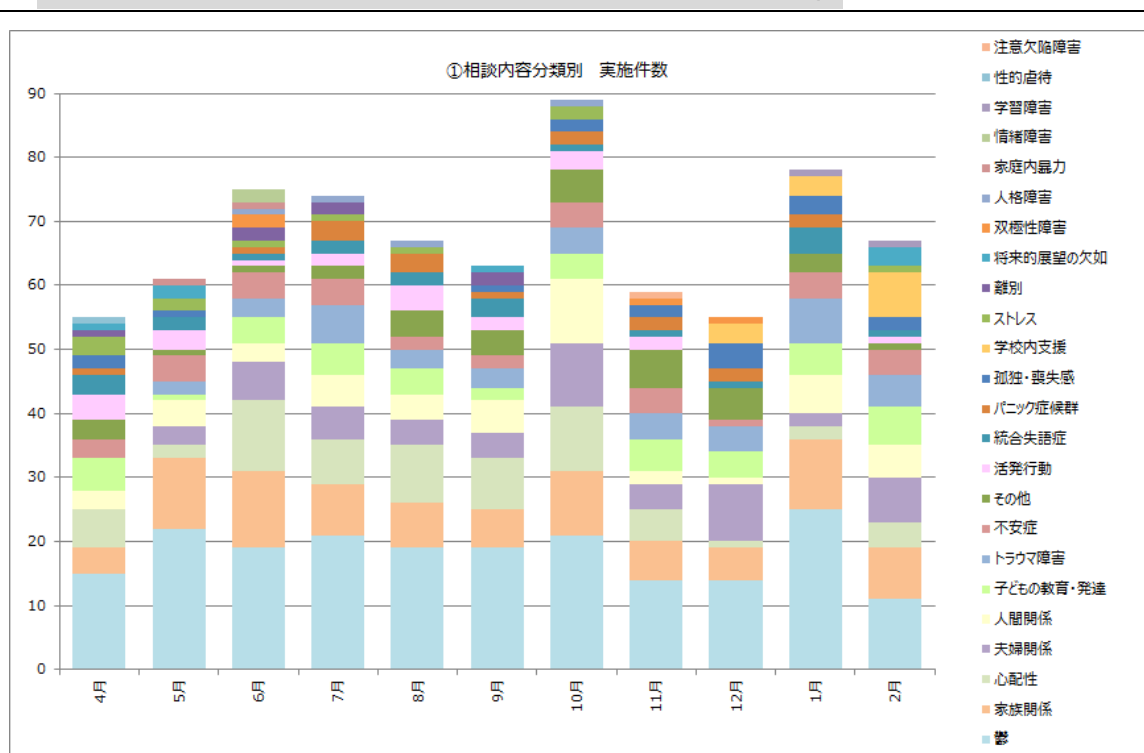
WAM 助成事業における心理相談カレンダー（基本の週）

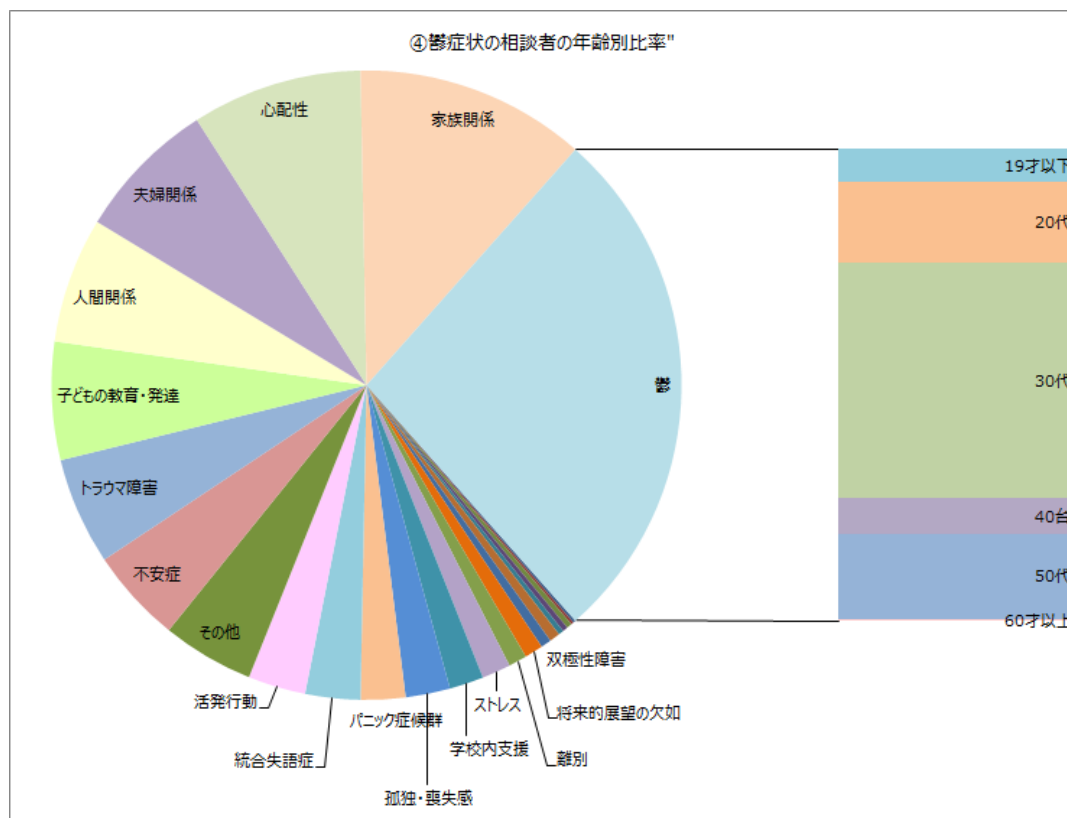
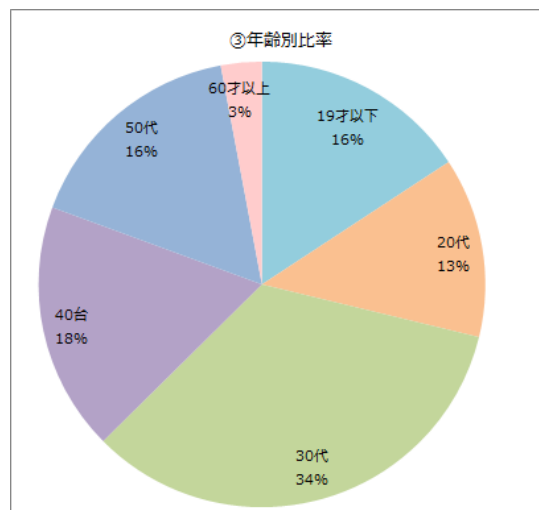
	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
午前	オンライン A	面談式 A	オンライン A			オンライン A
午後	オンライン A	オンライン A	オンライン A			オンライン A
夜間	オンライン B		オンライン B		オンライン B	

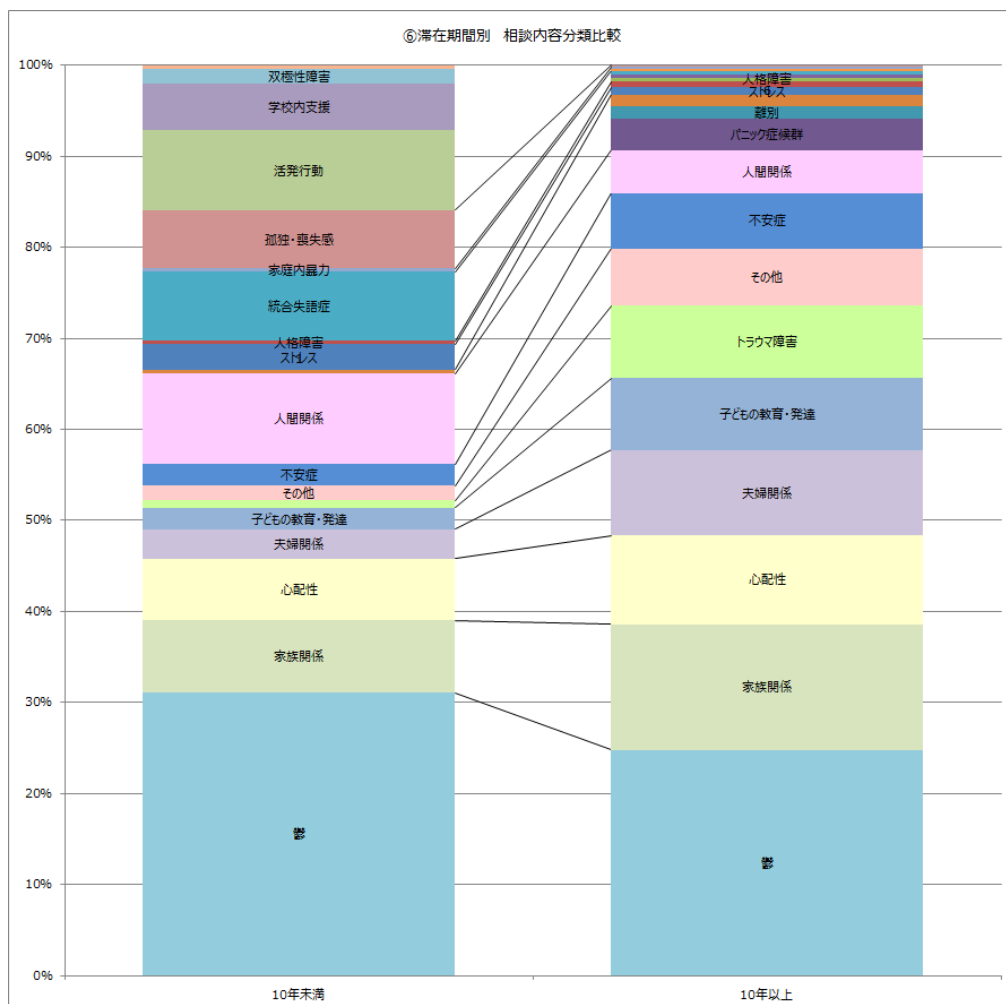
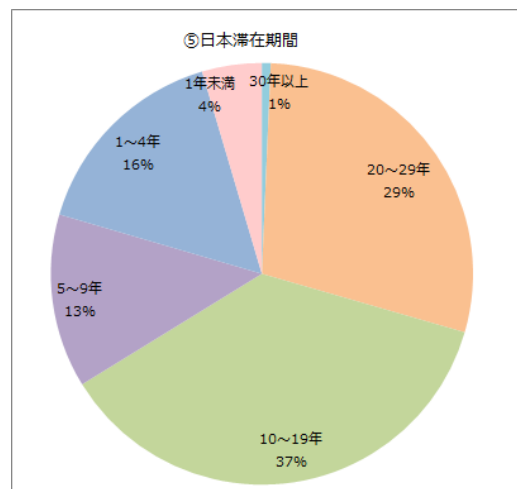
A:Norika Silva 心理士 / B:Mayra Kurade 心理士・Rubia Infanti 心理士

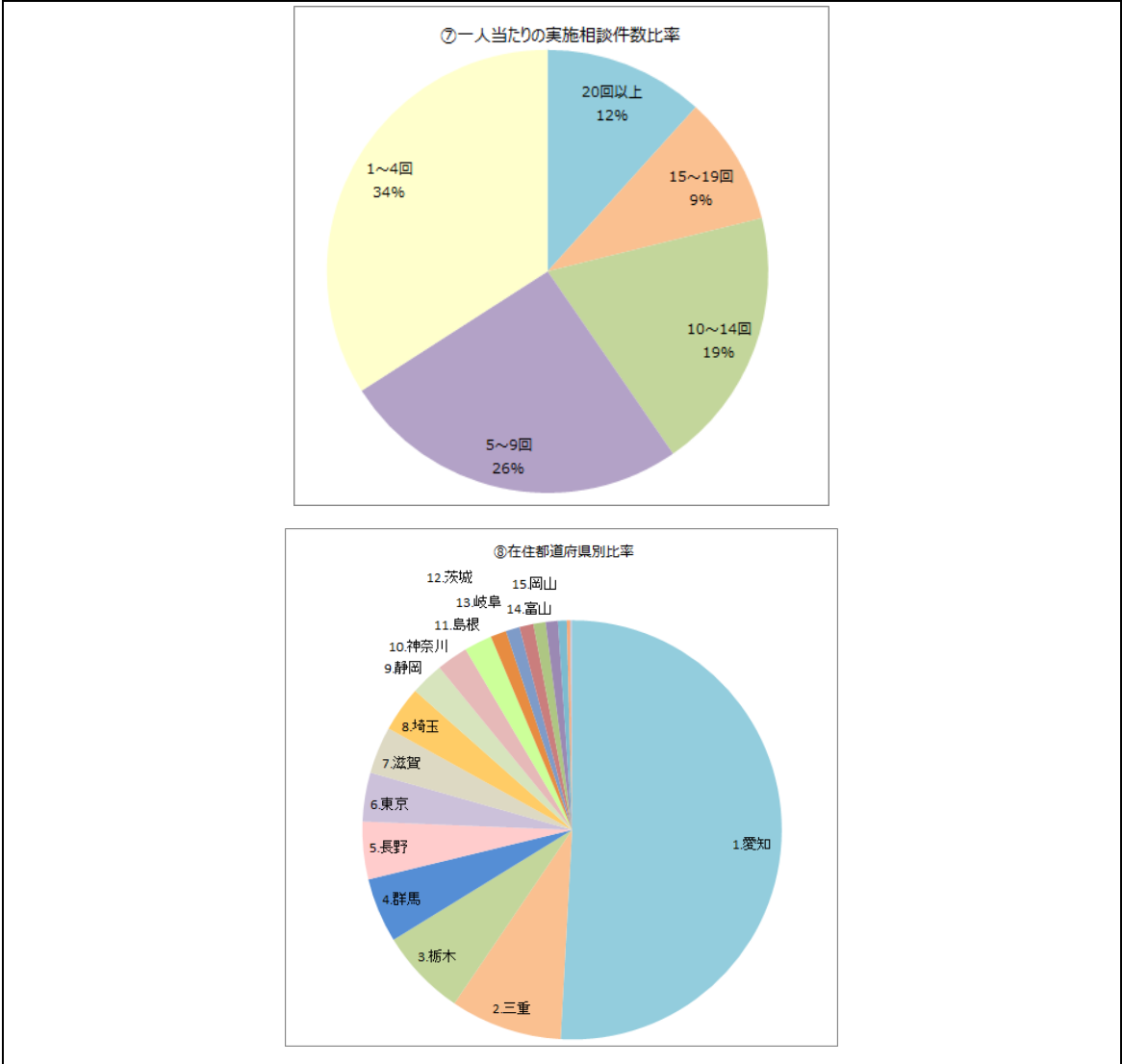
2018 年度 WAM 助成事業として心理相談の実績は以下の通りである。

2018 年 4 月～2019 年 2 月 ： 743 件（キャンセル件数を含まない）









相談内容は、鬱が最も多く、続いて「家族関係・心配性・夫婦関係・人間関係」と対人関係の相談が占めている。子どもの教育・発達に対する保護者からの相談も6番目に多い。

相談者は女性、30代が最も多い。

鬱症状の相談者は30代が過半数を占めている。

10年以上日本に在住している相談者が65%以上である。

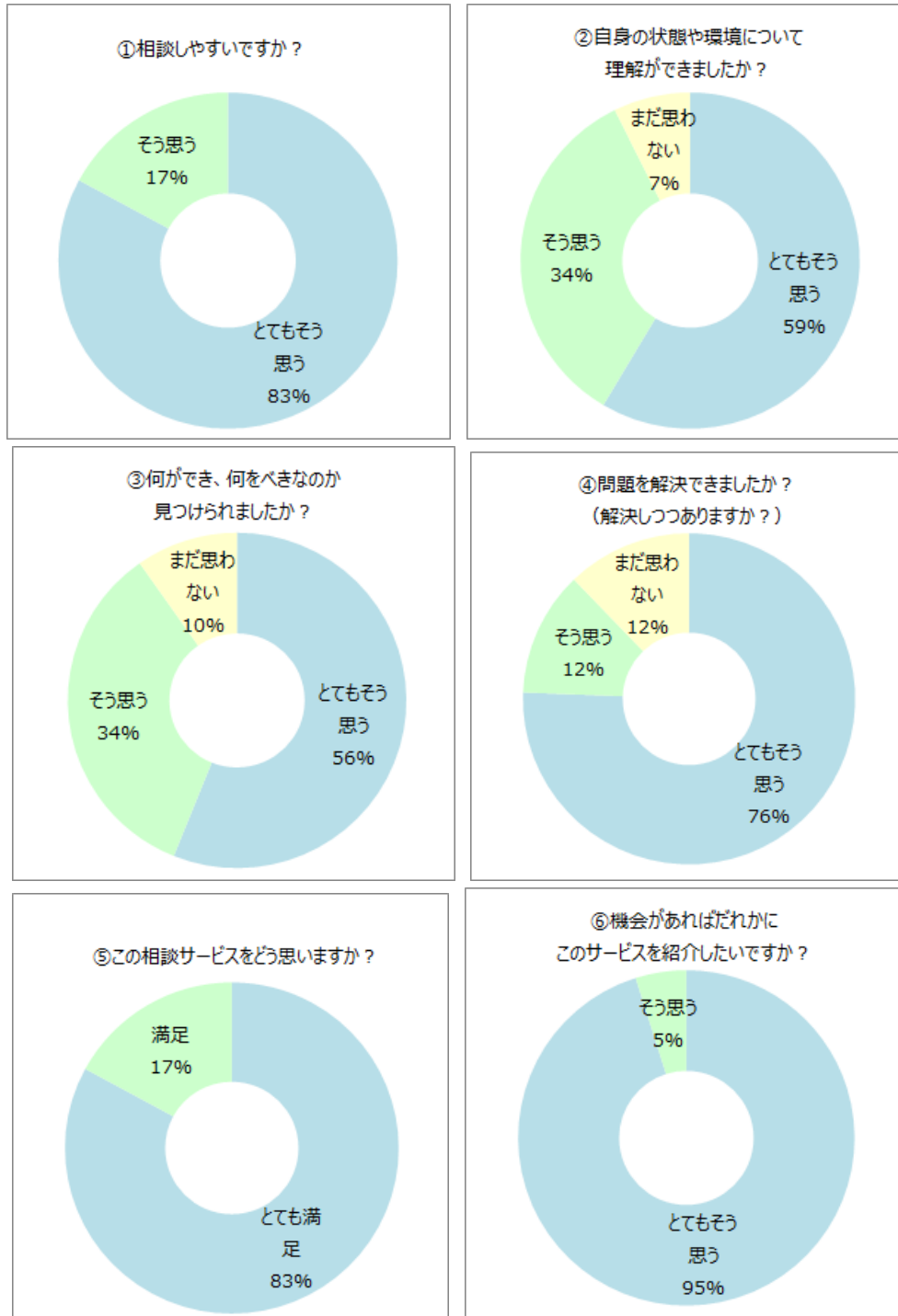
日本在住期間を10年未満と10年以上で比較した場合、鬱症状や人間関係が原因のこころの問題が10年未満の方が比較的高く、孤独・喪失感を抱えていることが分かる。10年以上では家族や夫婦関係、子どもの教育に関する相談が多い。

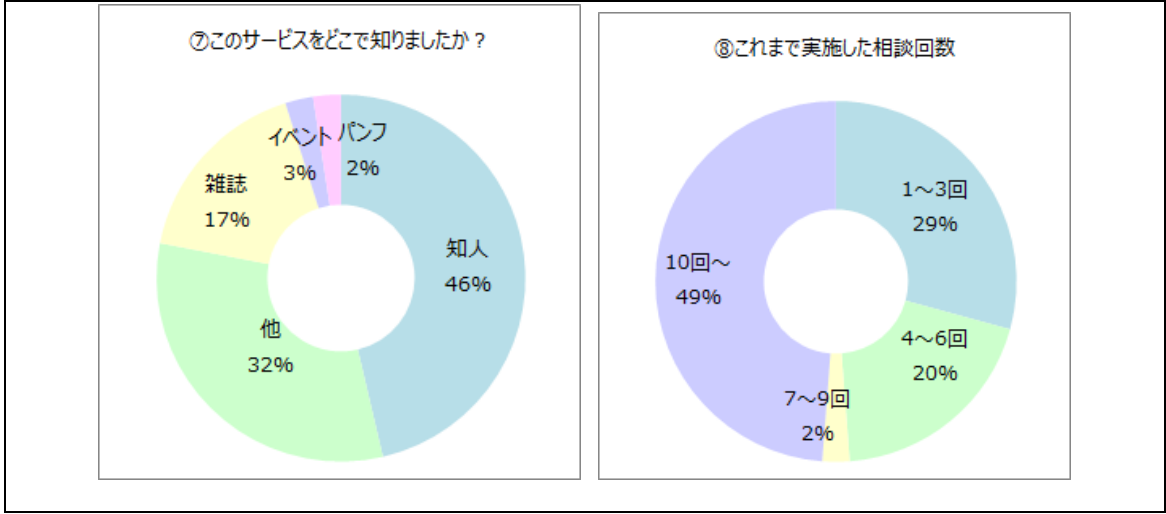
20回以上相談を継続している相談者が10%以上いる。

3. 事業成果

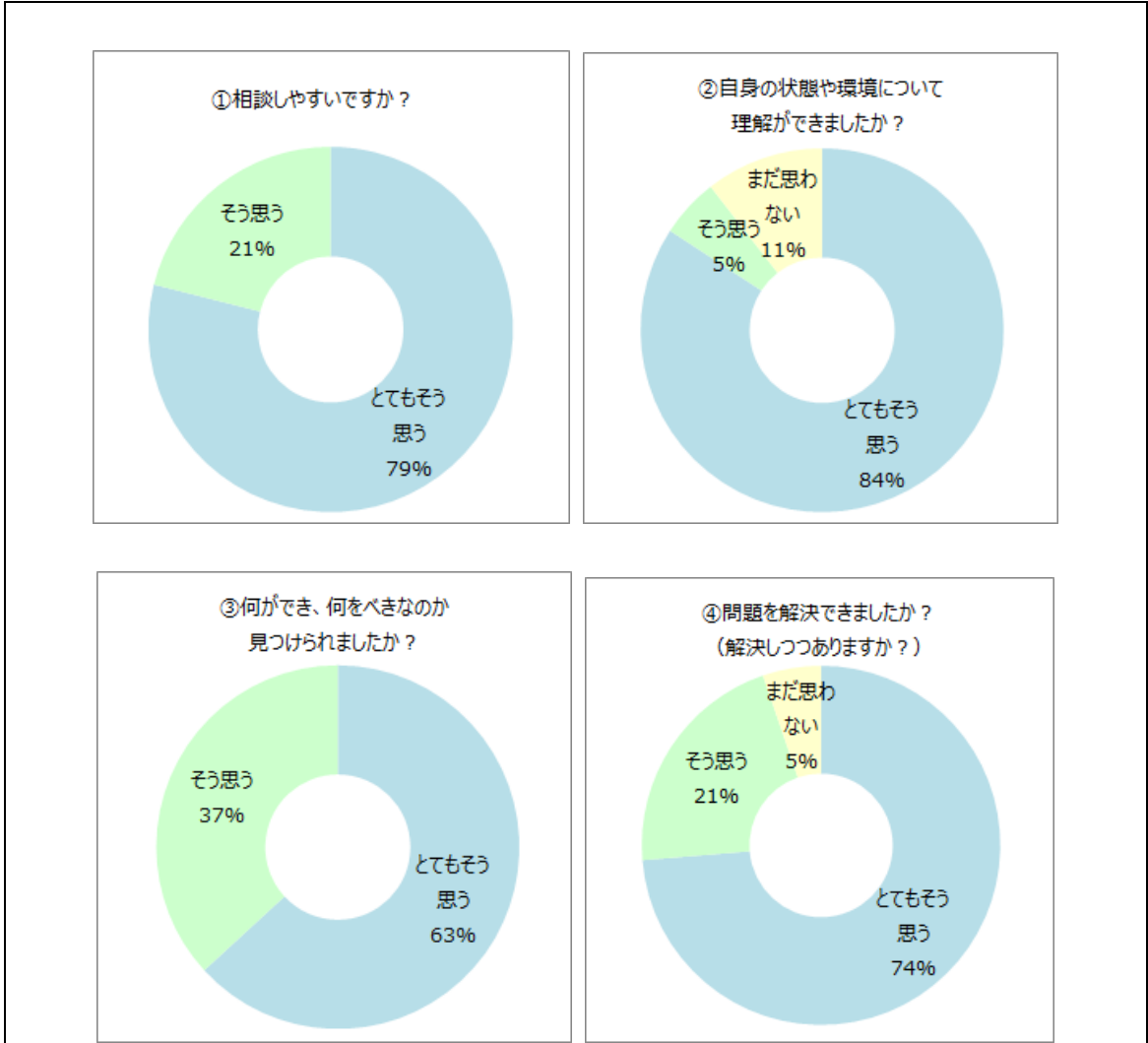
相談者に行ったアンケート結果は以下の通りである。

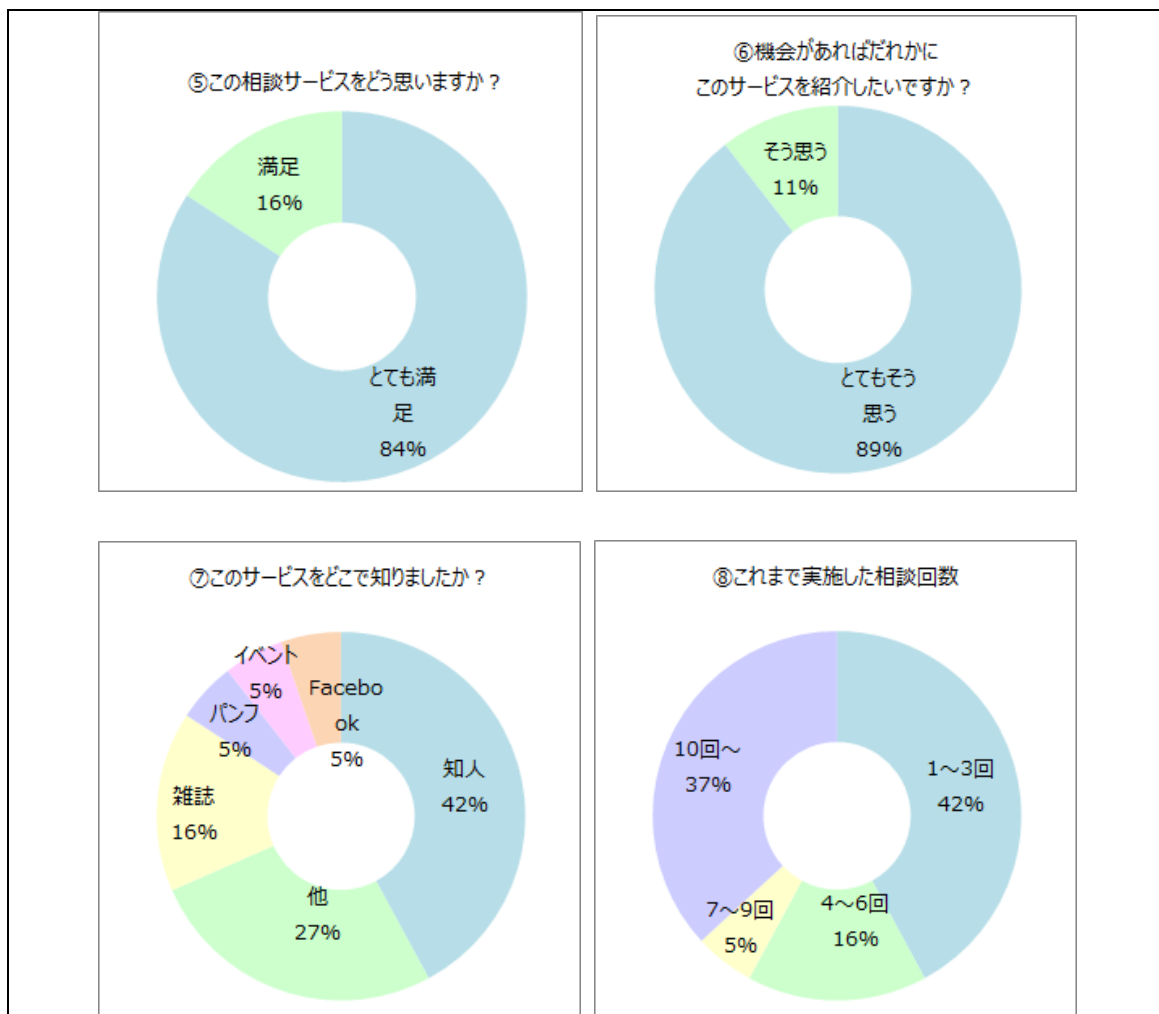
2018 年 10 月実施





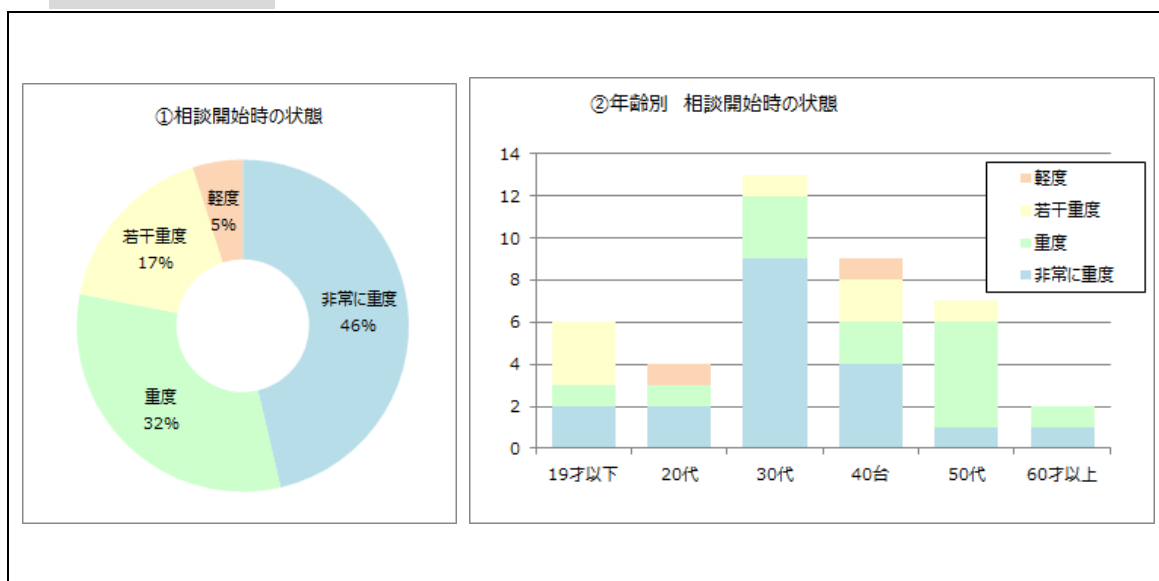
2019 年 2 月実施



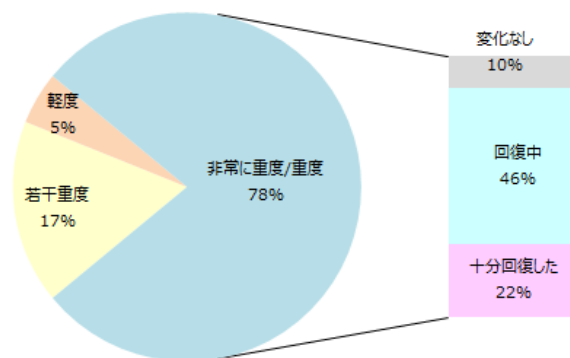


心理士に行った調査結果は以下の通りである。

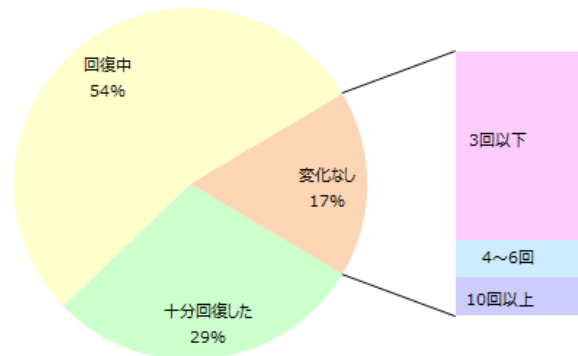
2018 年 10 月実施



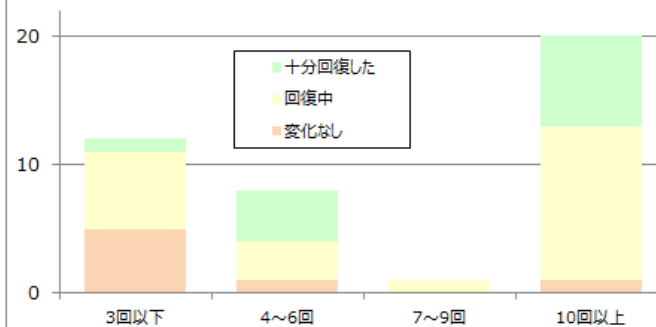
③「重度・非常に重度」だった相談者の現在の状態

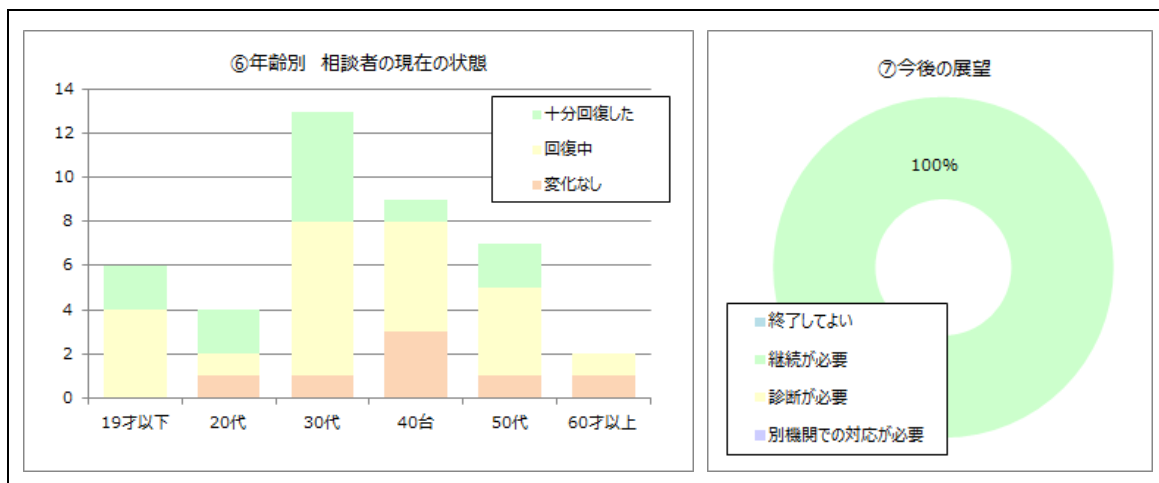


④相談者の現在の状態と、相談実施回数

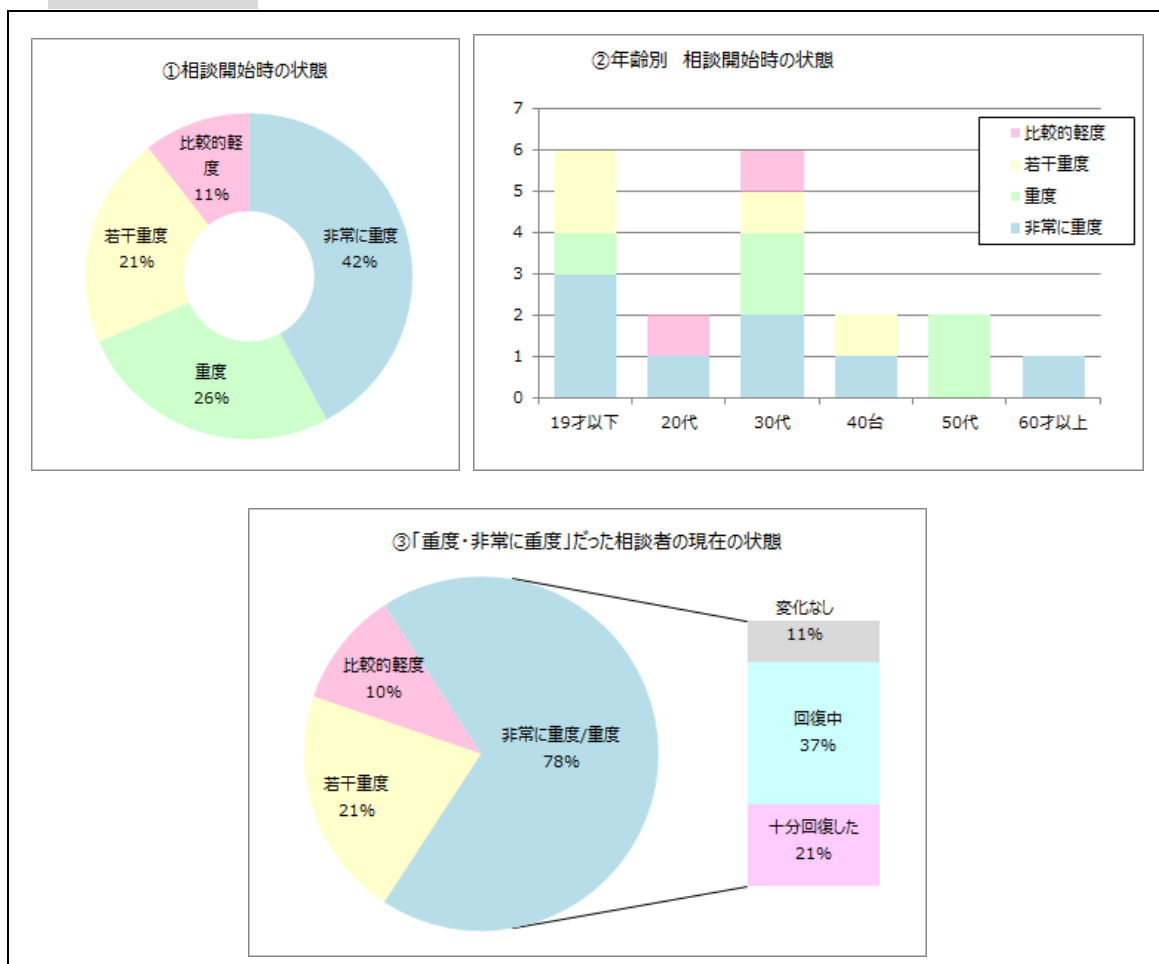


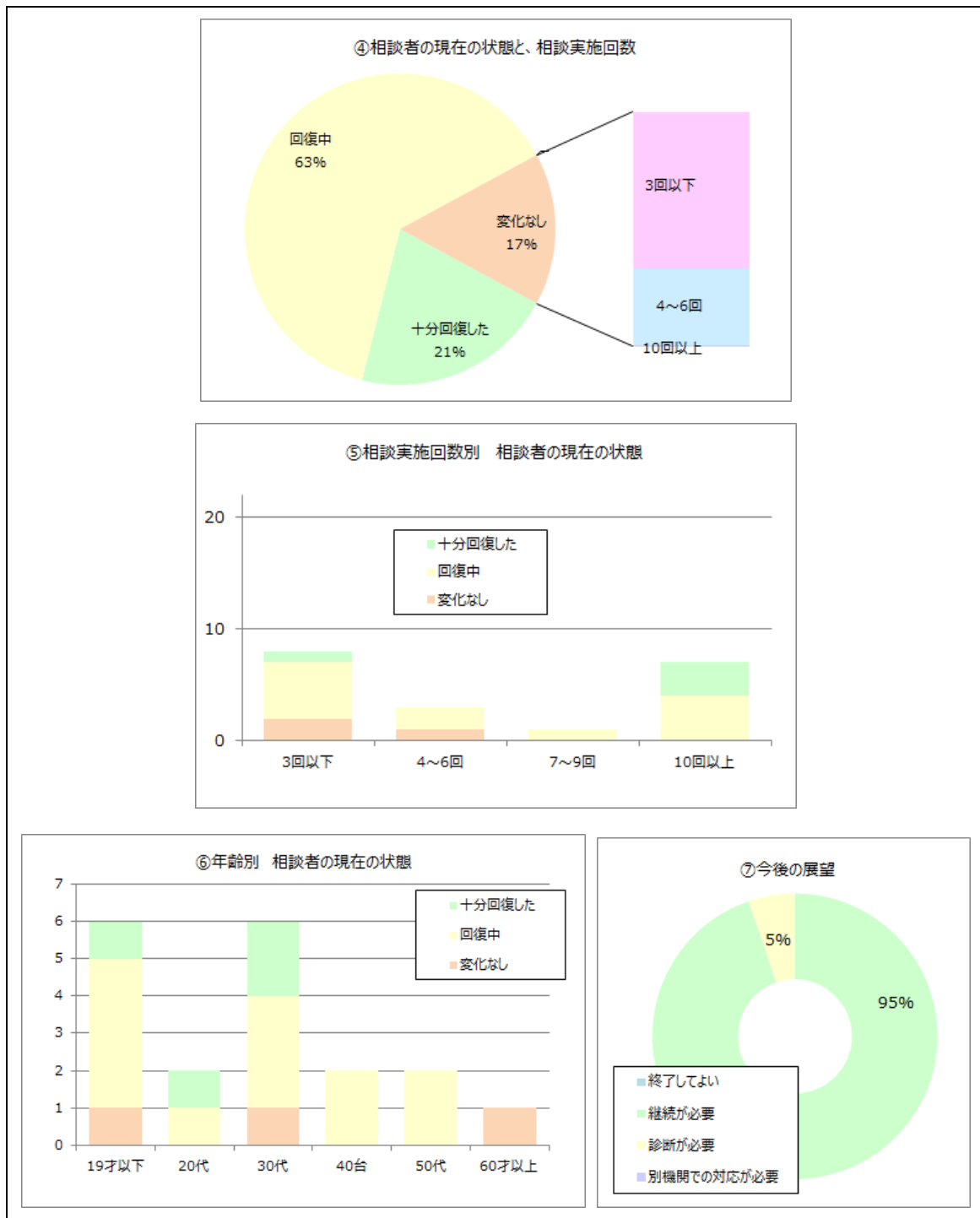
⑤相談実施回数別 相談者の現在の状態





2019 年 2 月実施





相談者へのアンケート結果からの評価

- ・心理相談サービスへの評価は非常に高く、相談しやすい環境を提供できている
- ・多くの相談者が、自己分析や今後の方向性を見つけることができている
- ・継続的な相談へのニーズが高い

心理士へのアンケート結果からの評価

- ・重度な状態の相談が大半を占め、特に 30～40 代の相談者が顕著である
- ・継続した相談によって、重度の相談者の状態も回復している
- ・40 代以上の回復率は比較的低い
- ・今後も継続した支援が必要

4. 新たなニーズ・課題

相談者および心理士へのアンケート調査の結果、サービスとして「満足」が大多数を占め、状態の改善が見られる一方、継続したサポートが必要な状態であるケースが多い。

カウンセリングの回数や回復期間は人により異なるが、以下のようなケースが目安となっている。

回数・期間	症状
5 回以内	単一エピソードの PTSD（外傷後のトラウマ反応とストレス反応の障害）・恐怖症・不安・心配・心労・要因が明確で精神疾患水準ではない不安・抑うつ・短期精神病性障害
10 回以内	適応障害・自己批判・自己否定・自信喪失・不安障害・強迫性障害・軽度のパニック障害・軽度の解離性障害
6 か月未満	不安障害・自傷・強迫性障害・軽度～中度のうつ状態・いじめ・ハラスメント・DV による複雑性 PTSD (C-PTSD)・統合失調症様障害など、非慢性精神病・解離性同一性障害を除く解離性障害・1 年未満の社会的ひきこもり・双極性障害Ⅱ型・一定程度の観察自我が機能する統合失調症・パニック障害
6 か月以上	長期間の強迫性障害・運動障害を伴う強迫性障害・重度のうつ状態・肉親の自死による悲嘆・肉親や親しい人の死を伴う PTSD・要因の複雑な不安障害・長期間のいじめ・ハラスメント・DV・虐待による複雑性 PTSD(C-PTSD)・1 年以上の社会的ひきこもり・慢性の精神病・双極性障害Ⅰ型・解離性同一性障害（交代人格が 5 人以上の場合）・パーソナリティ障害（境界性、自己愛性、その他）・精神的依存

（*1：CS カウンセリング東京より出典）

当会が受ける相談にも統合失調症や重度のうつといったケースが多く、更なるポルトガル語による長期的な支援が必要であることが明白である。

また昨今は、集住地域の公立小学校または教育委員会から直接当会に問い合わせが入るケースもあり、保護者・教育機関と当会といった 3 体制で児童のケアに取り組む必要性も出てきている。

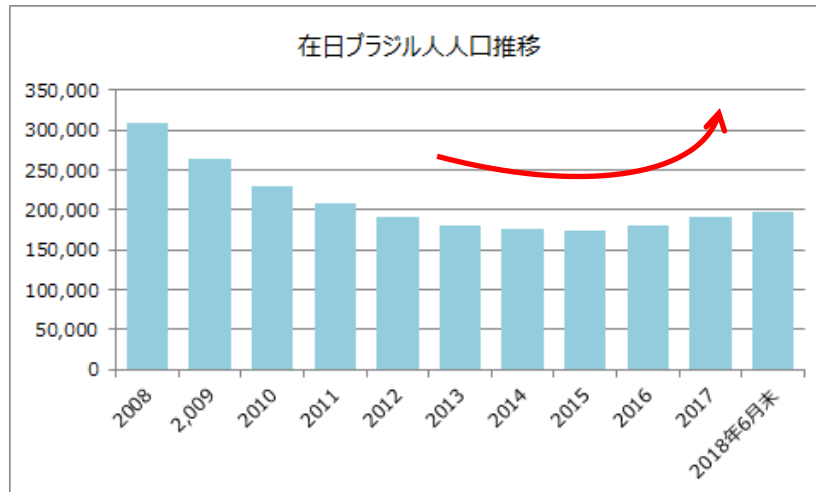
さらには最も多数を占める主訴「鬱」の原因を探ることが重要になってきており、この原因を明らかにしつつそれへの対処策を模索する事も必要である。

第Ⅲ章

新興ブラジル人集住地域でのセミナー事業

1. 事業背景および目的

リーマンショック以降、在日ブラジル人人口は減少の一途をたどっていたが、近年増加傾向にある。



法務省 HP 参照

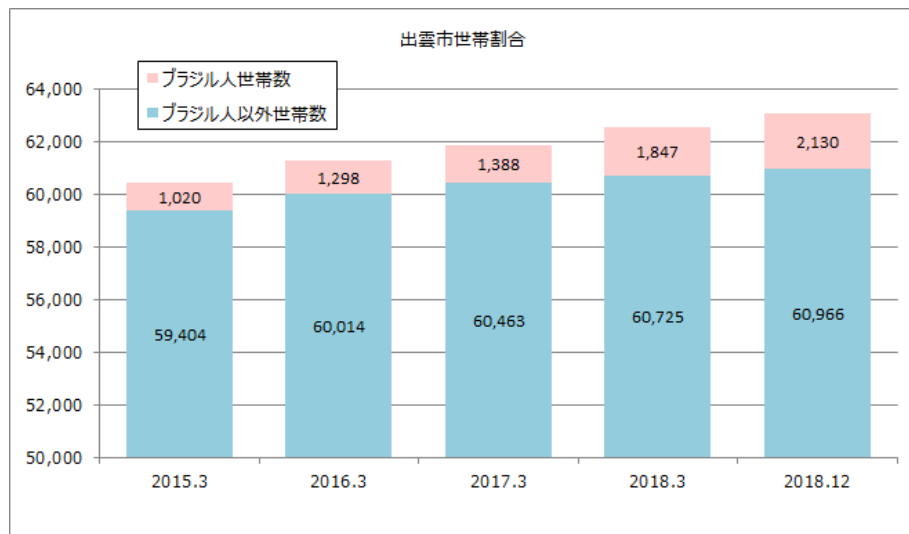
この増加は、再度ブラジルからのデカセギの人数が戻ってきたことが要因であり、これまで在住ブラジル人が少なかった地域に、新興ブラジル人集住地域が形成されはじめたことに特徴がある。以下「都道府県別ブラジル人人口 TOP 20」でわかる通り、主な集住地域の順位に変動はないが、島根県のブラジル人口が急増していることが分かる。

都道府県別ブラジル人人口 TOP20

順位	都道府県	2012年	順位	都道府県	2015年	順位	都道府県	2016年	順位	都道府県	2017年	順位	都道府県	2018年6月
1	愛知	50,533	1	愛知	48,008	1	愛知	51,171	1	愛知	54,566	1	愛知	56,942
2	静岡	29,668	2	静岡	25,584	2	静岡	26,565	2	静岡	27,993	2	静岡	28,807
3	三重	13,324	3	三重	11,957	3	三重	12,445	3	三重	13,887	3	三重	13,691
4	群馬	12,197	4	群馬	11,855	4	群馬	12,243	4	群馬	12,458	4	群馬	12,628
5	岐阜	11,531	5	岐阜	9,910	5	岐阜	10,381	5	岐阜	10,703	5	岐阜	10,993
6	神奈川	9,145	6	神奈川	8,226	6	神奈川	8,448	6	神奈川	8,724	6	神奈川	8,762
7	埼玉	8,214	7	滋賀	7,601	7	滋賀	8,036	7	滋賀	8,436	7	滋賀	8,724
8	滋賀	8,166	8	埼玉	7,101	8	埼玉	7,288	8	埼玉	7,300	8	埼玉	7,302
9	茨城	6,780	9	茨城	5,523	9	茨城	5,743	9	茨城	5,859	9	茨城	5,870
10	長野	6,298	10	長野	5,052	10	長野	5,067	10	長野	5,208	10	長野	5,329
11	栃木	4,996	11	栃木	4,219	11	栃木	4,305	11	栃木	4,324	11	栃木	4,275
12	千葉	3,851	12	千葉	3,287	12	千葉	3,467	12	福井	3,546	12	福井	3,812
13	東京	3,219	13	東京	3,244	13	東京	3,284	13	千葉	3,494	13	島根	3,685
14	山梨	2,972	14	福井	3,113	14	福井	2,923	14	東京	3,454	14	東京	3,572
15	広島	2,710	15	山梨	2,524	15	山梨	2,571	15	島根	3,145	15	千葉	3,528
16	大阪	2,709	16	大阪	2,464	16	島根	2,480	16	山梨	2,711	16	山梨	2,691
17	兵庫	2,706	17	兵庫	2,280	17	大阪	2,471	17	富山	2,582	17	富山	2,659
18	福井	2,684	18	広島	2,280	18	兵庫	2,374	18	大阪	2,531	18	大阪	2,657
19	富山	2,399	19	島根	2,193	19	広島	2,283	19	兵庫	2,483	19	兵庫	2,435
20	島根	1,233	20	富山	2,079	20	富山	2,133	20	広島	2,281	20	広島	2,263

政府統計ポータルサイト(e-stat)

当会は 2017 年初、島根県出雲地域におけるブラジル人増加と諸問題発生の情報入手し、それ以来同地域の動向に注目している。



出雲市 HP 参照

この状況に鑑みて、当会は 2017 年に実地調査を実施した。現地では、多くのブラジル人労働者が登録している派遣会社、管轄地域である在名古屋ブラジル総領事館、現地 NPO 法人にヒアリング調査し、以下のような状況であることを把握した。

- ・市内にはメーカーの工場が大規模に拡張され、派遣会社を通じてブラジル人労働者およびその家族の移住が増加

- ・出雲市内の小学校に 60 名、中学校は 20 名程度のブラジル人児童が在籍（2017 年時点）

- ・言葉の習得も含め、日本の学校生活に馴染めず困っている児童が多数

- ・教職員たちも外国人生徒への指導に慣れ

- ・派遣会社は出雲市教育委員会と協力し、学校に 2 名の通訳を派遣しているが、対象数が多くカバーしきれていない

- ・現地 NPO 法人エスペランサが学習サポート活動を実施

- ・すでに不登校となり学校に通っていない児童もあり。特に 16 歳～18 歳の青少年が顕著で、学校にも通わず、仕事もせずにいる状態の未成年あり。

- ・不眠や癇癇、他人への攻撃など、ストレスからくる問題行動を起こす児童が多く、心理的サポートが必要（出雲市区教員談）

以上の調査結果より、当会が取り組むべき課題として 3 点を軸に活動を行うこととした。

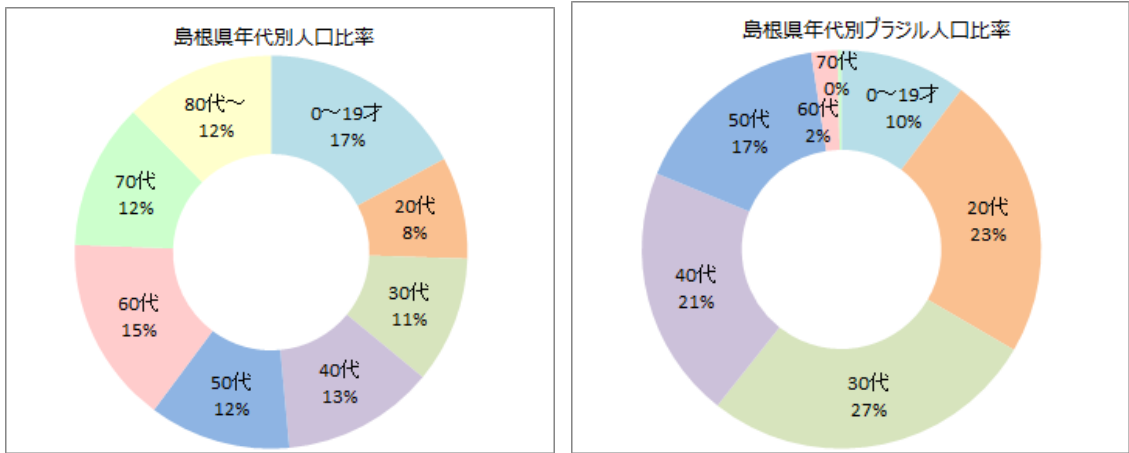
- ① 生活面のサポート：日本での生活の情報や知識がないまま来日した彼らは、言葉や習慣の異なる地での生活の壁に直面している
- ② 受け入れ側のサポート：日常生活・教育現場において地域社会側もまた、外国人労働者およびその家族の受け入れ経験に乏しく、体制が整備されていない
- ③ 心のサポート：日本社会になじめていないブラジル人児童およびその家族が心の健康を損ねている

なお、この状況は入管法が改正された 1990 年代に群馬県、愛知県、静岡県といったブラジル集住地域で発生した問題と同じ状況となっている。実例として、家族や政府からのサポートを得られない青少年らが犯罪に

手を染め、強盗や殺人など重罪を犯してしまったケースなどが発生。同様の事態が島根県でも発生する可能性があり、問題が深刻化する前にサポート活動をスタートさせる必要があった。

また地域社会においても、ブラジル人労働者およびその家族は、労働力の確保、地域活性化の観点からも重要な存在である。現在の入国管理法改正の論点でもある外国人労働者の確保は、高齢化社会による人手不足が懸念されている日本にとって喫緊な課題であり、島根県でも同様である。

年代別の人口を、島根県全人口と在島根県ブラジル人で比較すると、ブラジル人では 20 代・30 代・40 代といった労働力の高い世代の割合の差が歴然であり、彼らの円滑な定住化は地域の活性化に貢献することが期待できる。



島根県 HP 参照

2. 事業内容・実績

島根県を管轄する在名古屋ブラジル総領事館、派遣会社、出雲市教育委員会、現地 NPO 法人エスペランサとの協力体制のもと、対象者別のセミナーを開催した。

■ブラジル人保護者向け：子どもの教育の重要性和保護者のサポートの必要性への理解を目的に、日本の教育システムや子どものケアについて情報を提供する。

■ブラジル人児童向け：勉強の重要さへの理解、学校へ通うことへのモチベーション向上を目的に、現在就学しているブラジル人学生や、日本の学校の卒業生の社会人を招待し、学校生活での経験や勉強への取り組み方、将来の夢について語りかける。

■教育関係者向け：教育関係者の方に、ブラジル人児童への学習支援と生活面でのケアについての理解を深めることを目的に、外国にルーツを持つ児童への指導経験豊富な教職員を他地域から招待し、その経験や知識、ノウハウ、役に立つ教材などについて情報共有を行う。

第一回在島根ブラジル人向けセミナー

日時	2018 年 4 月 21 日（土）～22 日（日）
場所	今市コミュニティセンター（島根県出雲市今市町 1578-2）
内容	① 外国人児童の受入れと学習支援について（教育関係者向け）

講師：齋藤智慶（さいとう としのり）氏

プロフィール：神奈川県藤沢市立長後小学校教諭。長年、ブラジルを始めとする外国にルーツを持つ児童たちの学習支援と心のケアの経験を持つ。国際教室担当。



② 日本での就学について（児童向け）

講師：Diego Uchiyama 氏

プロフィール：東京在住ブラジル人企業家。日本の公立学校に就学したのち現在日本で会社を経営する。



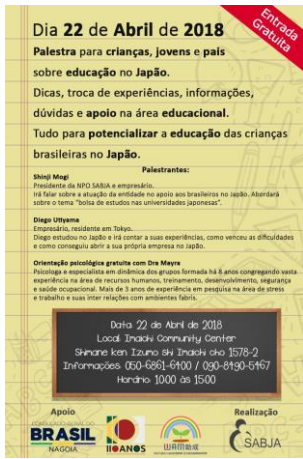
③ 心の問題、ケアの仕方、親としての接し方について（保護者向け）

講師：Mayra Kurade 氏

プロフィール：心理学者。来日後、在日ブラジル人、特に子弟への心理相談に注力。2017 年からは SABJA の心理士として、電話・Skype でのオンライン相談、茨城県常総市での面談式相談、ブラジル人学校でのグループワークを実施。



	④ 大学での奨学金制度・当会の活動について（保護者向け） 講師：茂木真二氏 プロフィール：NPO在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）理事長・企業家。自身も来日後に日本企業のインターンを経験し、現在は日本で会社を経営する。ボランティア活動にも従事し、東日本大震災他被災地支援も行う。 
--	---

その他	子連れ参加者のためのキッズスペース  セミナーパンフレット 
-----	---

第一回セミナー後に派遣会社から、文化の違いによる日本人・ブラジル人従業員間のトラブルが発生しているため、ハラスメントや法律関連のセミナーの要望があり、第二回目セミナーでは弁護士による講演を追加した。

第二回在島根ブラジル人向けセミナー

日時	2018 年 12 月 9 日（日）
場所	出雲市社会福祉センター（島根県出雲市今市町 543）
内容	⑤ ハラスメントと法律相談について（労働者向け） 講師：宮本克氏 プロフィール：東京弁護士会所属弁護士。当会と連携し、無料の法律相談を定期的実施。



⑥ 心のケアについて（労働者・保護者向け）

講師：Irineu Silva da Jo 氏

プロフィール：心理学者。当会の心理士として年間 600 件以上の心理相談を実施。ブラジル人学校や保育園でのグループカウンセリングも担当している。



⑦ 奨学金制度について（保護者向け）

講師：金子アレックス益男氏

プロフィール：NPO在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）理事。自身も大学生時に奨学生として来日、現在は日本企業に技術系研究員として勤務。



⑧ 日本の就学生活について（児童向け）

講師：長倉チエミ氏

プロフィール：幼少のころに来日、日本の公立学校に就学。現在は自身の子を日本で育て教育

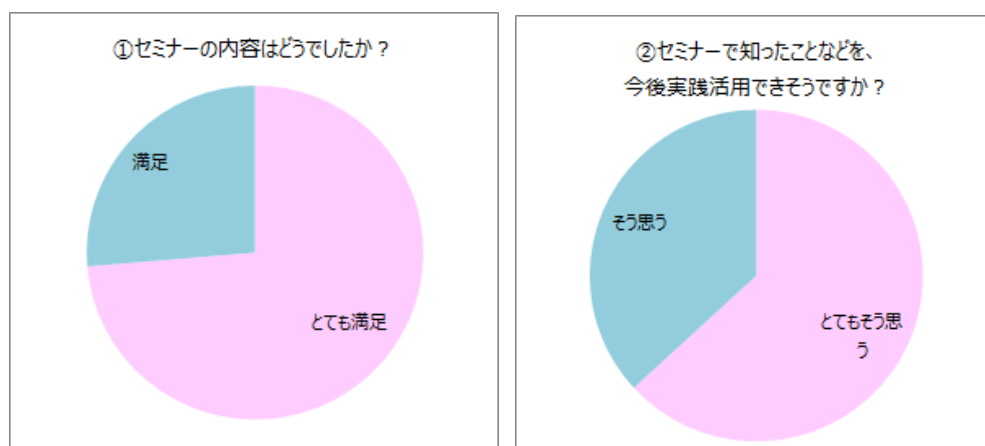
	を受けさせている。	
その他	在名古屋ブラジル総領事 Nei Futuro Bitencourt 氏挨拶	セミナーパンフレット

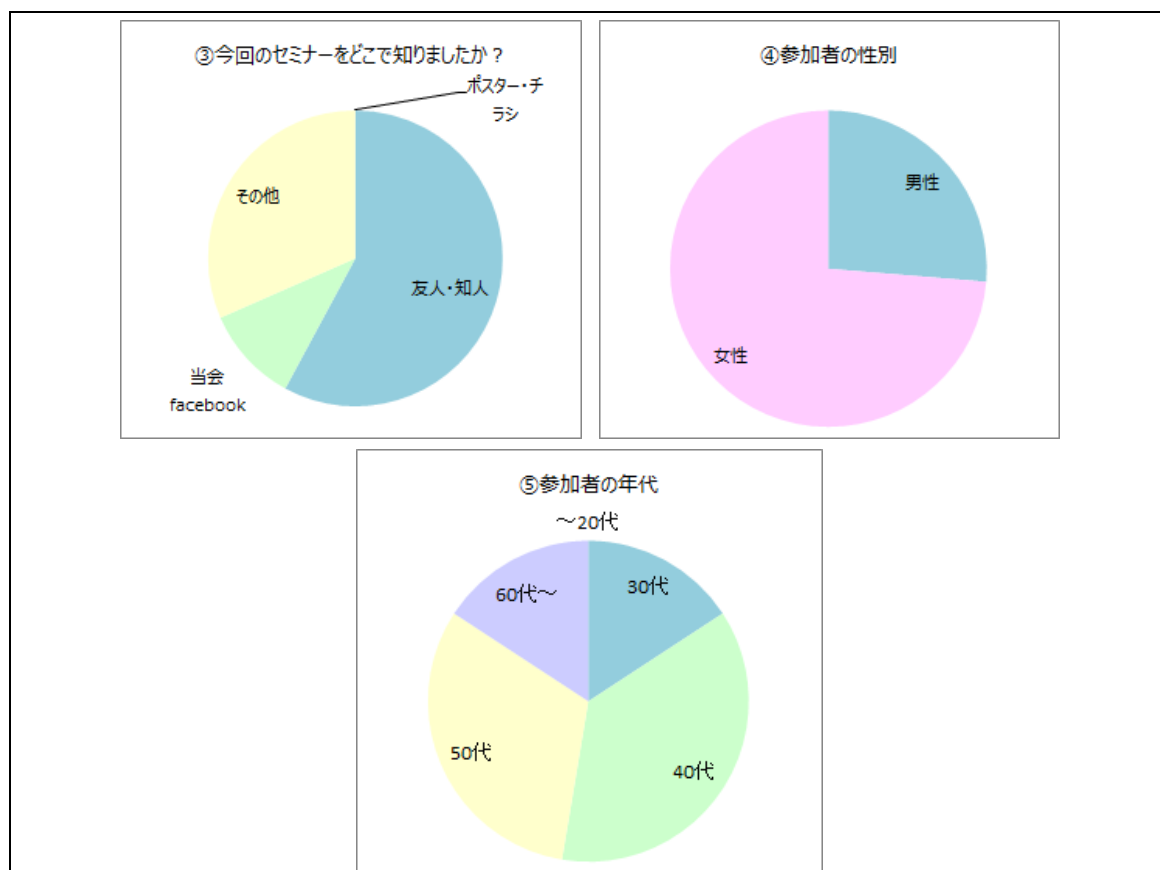


第二回目セミナーには、在名古屋ブラジル総領事も出席し、総領事自ら、健康・教育の面から本セミナーの意義と重要性を参加者たちに述べた。

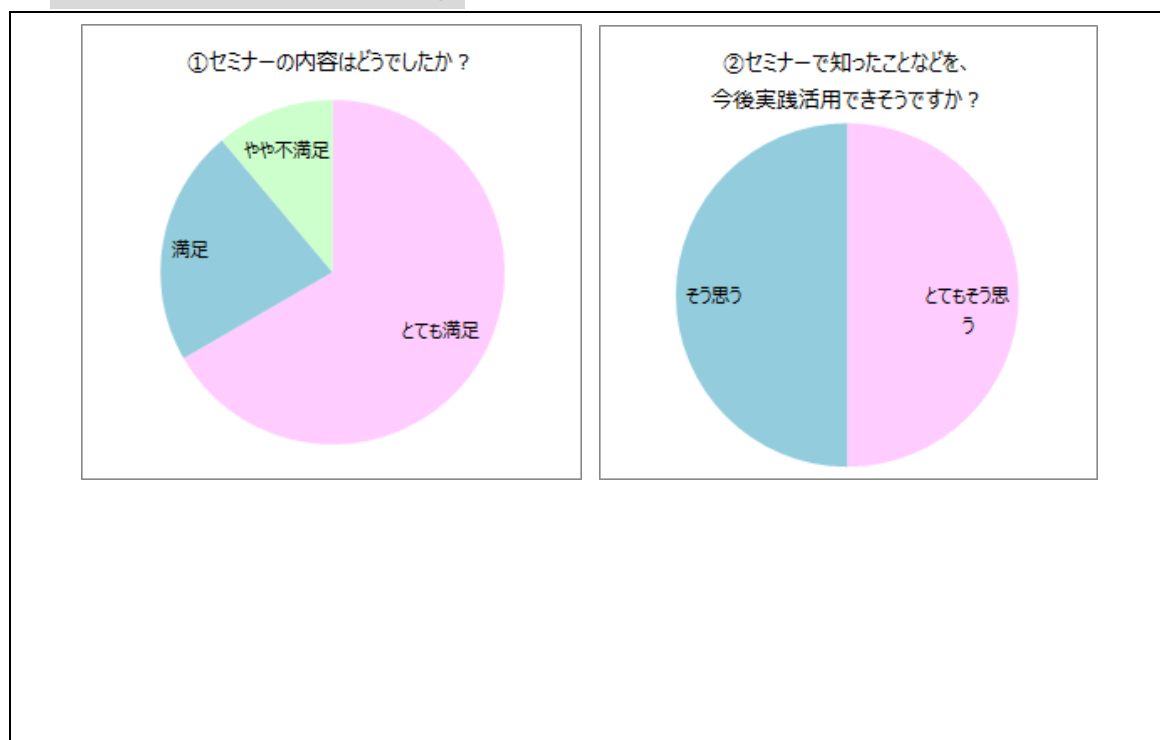
3. 事業成果

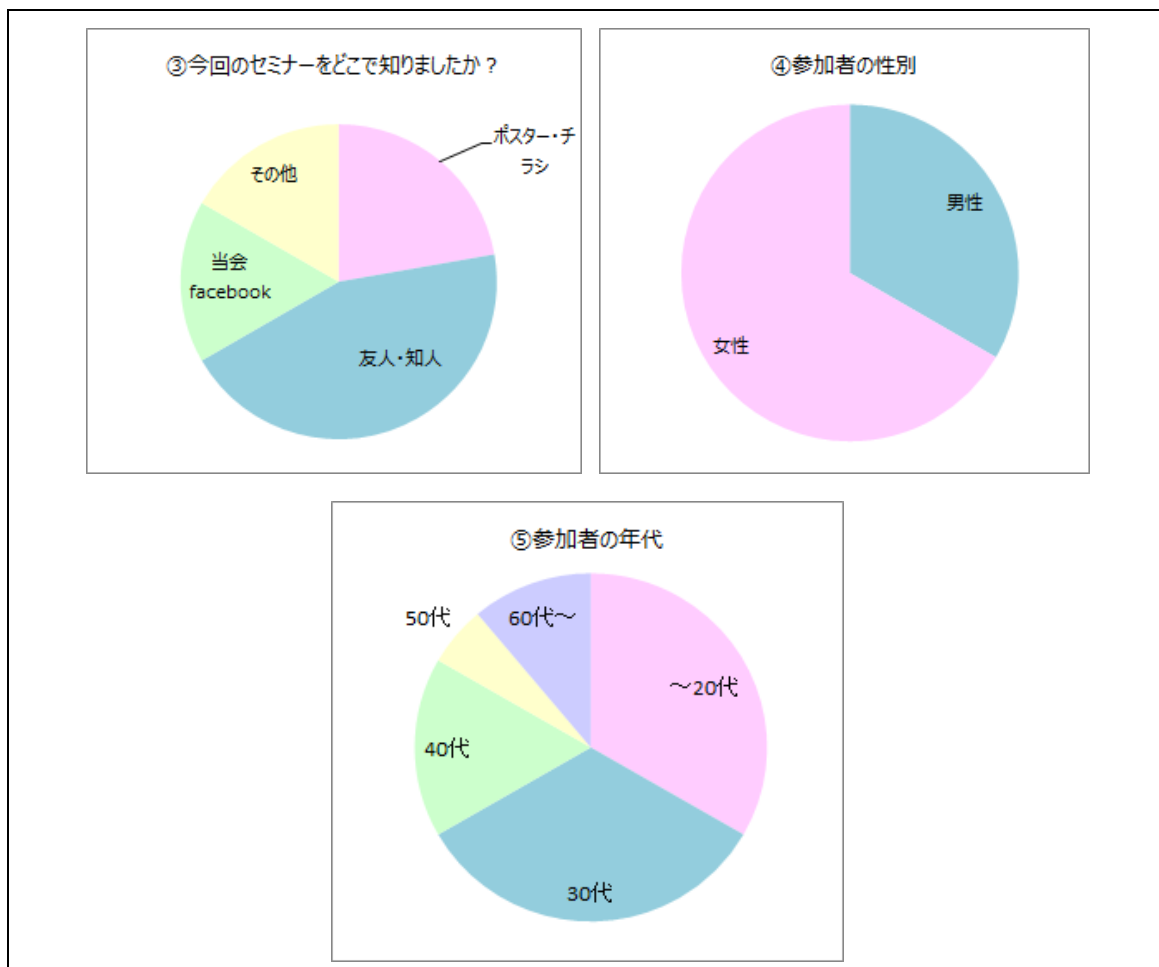
参加者に行ったアンケート結果は以下の通りである。第一回セミナー（参加人数：37名）





第二回セミナー（参加人数：18 名）





セミナーの受益者である、■教育関係者、■ブラジル人児童、■ブラジル人保護者（労働者）に対し、アンケート結果の通り、必要な情報を提供することができた。

また、開催に向け、連携先とも密なやり取りを行い、連携体制の基盤を作ることができた。会場の確保や通訳には、派遣会社や現地 NPO が協力、セミナーの宣伝にも出雲市教育委員会や出雲市役所の政策企画課・文化国際室、出雲警察署の協力を得ることができた。

なお、セミナー開催時には当会が提供する心理相談サービスの情報提供も行ったため、セミナー以降、出雲地域からの心理相談の問い合わせや予約が増加した。

4. 新たなニーズ・課題

前述の通り、セミナー参加者のアンケート結果より、内容の満足度は高かったが、在住人口と比べ参加人数が予測よりも少なかった。事前の開催告知は関係各所に実施していたにもかかわらず、参加者の少ない理由として、保護者らの子どもの教育に対する興味の欠如にあるのではないかと推測。裏付けのために、派遣会社関係者らへヒアリングとしたところ、主に財政的な背景により子どもの教育へ関心が低いことが明らかになった。

例えば、派遣会社から子どものいる世帯へは、定時に退社できるなど子育てに配慮した別の職種を紹介し

ても、定時退社では残業代が出ないことが理由で希望者が全くなかった。また、子どもが通う小学校から、授業参観や懇談会など保護者が参加する行事への参加率が低いため、小学校から直接派遣会社に保護者行事の開催日時の連絡が入り、派遣会社が考慮して開催日を有休としたにもかかわらず、出席する保護者がほぼいなかった。

都道府県別・年代別のブラジル人人口を調査したところ、島根県と隣県の福井県は 20～30 才台の割合が高く、乳児・幼児・小学生の子を持つ子育て世代が多いことが明確となった。

都道府県別		年代別	ブラジル人人口 TOP13			2018年6月時点				
	都道府県		0～19才	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～
1	愛知	知	25%	14%	22%	19%	13%	5%	1%	0%
2	静岡県	岡	25%	13%	20%	19%	15%	6%	1%	0%
3	三重県	重	25%	13%	20%	19%	15%	7%	1%	0%
4	群馬県	馬	25%	13%	18%	19%	16%	7%	2%	0%
5	岐阜県	阜	26%	12%	21%	19%	15%	6%	1%	0%
6	神奈川県	奈川	17%	13%	17%	21%	20%	9%	2%	0%
7	滋賀県	賀	26%	12%	21%	19%	14%	7%	1%	0%
8	埼玉県	玉	18%	13%	17%	21%	19%	10%	2%	0%
9	茨城県	城	23%	12%	17%	19%	17%	9%	2%	0%
10	長野県	野	22%	10%	17%	22%	19%	8%	2%	0%
11	栃木県	木	22%	12%	16%	19%	19%	9%	2%	0%
12	福井県	井	16%	22%	27%	20%	11%	3%	1%	0%
13	島根県	根	10%	23%	27%	21%	16%	2%	0%	0%

政府統計ポータルサイト(e-stat)

これにより、10 代前半の青少年の子を持つ世代とは異なり、地域の子育て情報やワークショップの方がニーズに合っていると推察され、子どもの教育への取り組みは、幼少期から保護者に対して教育の重要性を意識付けすることにより、子どもの将来の選択肢をより広げることになるため、ここに継続したサポート活動を実施することが有効と判断された。

加えて、現在の入国管理法改正の論点でもある外国人労働者の確保は、高齢化社会による人手不足が懸念されている日本にとって重要な課題である。そして家族づれの外国人労働者と地域社会の共生に向けた活動は、今後、他地域でブラジル人以外の外国人労働者らを受け入れる地域社会および NPO などの民間団体の活動モデルとなることを期待できる。

また島根県においてはブラジル人支援活動をする団体・NPO との共同作業を強化するとともに、これらの団体の活動を支援して、地元で諸問題が解決できる体制が出来るように協力して行くこととしたい。

第Ⅳ章

総評

1. まとめ

こころの健康とは、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）を意味する。ブラジル人が日本に移住、定住し、日々の社会生活を安心して送れることは、彼らのみならず、地域社会、日本全体において大変意義のあり、同時に子どもの安定した生活環境を確保することにもつながる。

今回大会が取り組んだ在日ブラジル人向け心理相談事業と、新興ブラジル人集住地域におけるセミナー事業は、その両面において重要な役割を果たすことができ、成果も挙げることができた。一方で、心理相談へのニーズは依然として高く、新興ブラジル人集住地域での活動にはまだ取り組むべき課題があり、今後も活動を継続していく必要がある。

既存の集住地域（愛知・静岡・群馬など）を例に取っても、現在の体制が整うまでにおよそ 10 年かかっており、これまでの大会の経験・ノウハウ・ネットワークを生かして、対象地域のブラジル人が安心して地域社会で生活し、地域社会へ貢献できる環境を構築していきたい。また既存の集住地域の知見を共有する事も重要と考える。

また活動実現のためには、＜財源確保＞ ＜人材確保＞が大前提であり、＜ステークホルダーとの連携＞も含めて注力していく必要がある。

＜財源確保＞

ブラジル人労働者およびその家族・子弟が抱える問題を解決し、彼らが健やかに安心して日本で生活することは、彼らを雇う派遣会社や派遣先、生活する地域社会の発展にとって重要であり、互いに協力して取り組むべき課題である。大会が事業を実施することで、関係企業・自治体・関係諸団体へ問題提起を行い、様々な形で活動に巻き込み参加を促すことで、永続的活動を目指す。

＜人材確保＞

全国に広がるブラジル人コミュニティへの支援は、地域社会との連携の構築が不可欠であり、地元の NPO や任意団体が主となって活動を継続することが重要である。地域が抱える問題は将来的には地域内で解決できるよう、大会は現地 NPO や諸団体（例：NPO エスペランサ）を支援し、大会のこれまでの経験や知識、ノウハウの移転を諮り、自立した支援体制を作る。

＜ステークホルダーとの連携＞

大会は、駐日ブラジル大使館や各地のブラジル総領事館と連携体制を持っているため、現地 NPO や諸団体との橋渡しの役割を担うことも重要と認識している。また、活動実施者（大会や現地 NPO）と受益者（ブラジル人）の 2 者間の関係だけでなく、地域社会を含めた社会全体による取り組みが不可欠である。具体的には、地元自治体（市役所等）、警察、地域保健所（保健師など）の参加を促し、ブラジル人にとつ

て地域には多くの窓口があることを知らしめる。また地域社会にとって、言葉・文化・習慣が異なる隣人ブラジル人がどういう人たちなのか、どのような活動をしているのかを知る機会を提供して、互いの垣根をなくし、社会の一員として互いを支え合う連携体制を目指す。

2. 報告会と議論

2019年2月18日（月）在日ブラジル大使館において活動報告会を開催した。WAM 助成事業の目的、活動に至った背景から実施内容、今後の取り組みを紹介するとともに、活動から見た課題を日本の官民関係者および在日ブラジルコミュニティ関係者と共有した。官民一体となって、これから取り組むべき支援活動策定の指針を方向づけた。



報告会には、駐日ブラジル大使館代表に加えて、在京ブラジル総領事館、日本国外務省、NPO 法人 ABC Japan、賛助・支援企業の各代表、ジャーナリストの他、NPO サビジャ役員・心理士・コーディネーター・ボランティアが参加した。

参加者からは、NPO サビジャの長年の活動経験に基づいて、さらに行われた WAM 事業活動から得られたデータおよび知見は貴重であり、今後のそれぞれの活動の指針としたいとの意見があるとともに、NPO サビジャと引き続き連携したいとの意見が表明された。

（参考資料）

法務省 HP
政府統計ポータルサイト(e-stat)
島根県 HP
出雲市 HP
CS カウンセリング東京 HP

（助成事業）

独立行政法人福祉医療機構W A Mが行なう社会福祉振興助成事業として実施



（協力）

外務省中南米局	在京ブラジル総領事館
駐日ブラジル大使館	在浜松ブラジル総領事館
在名古屋ブラジル総領事館	
出雲市役所	出雲市教育委員会
新城市役所	かながわ国際交流財団
三井物産株式会社	ブラジル銀行
プラステル株式会社	シモンセン株式会社
有限会社日伯友愛	株式会社晃和
株式会社アバンセ・コーポレーション	フジアルテ株式会社
NPO 法人エスペランサ	NPO 法人 ABC Japan
NPO 法人在日ブラジル学校協議会	



Serviço de Assistência aos Brasileiros no Japão
Non Profit Organization - no. 0104-05-003632

(編集・発行)

2019 年 3 月

特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）

〒158-0083 東京都世田谷区奥沢 1-58-8

[TEL:050-6861-6400](tel:050-6861-6400) mail:nposabja@gmail.com